Universal Oneサービス契約約款(第1編) 【現改比較表】 2023年3月1日現在

~2023年3月31日

2023年4月1日~

▲Universal Oneサービス契約約款(第1編)(平成23年BNSネサ第100017号)

実施 平成23年5月10日

▲Universal Oneサービス契約約款(第1編)(平成23年BNSネサ第100017号)

実施 平成23年5月10日

第1章~第13章 (略)

別記 (略)

料金表

通則

1~13 (略)

(VPNサービスの区別等)

- 14 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、 次のとおり V P N サービスの区別等を定めます。
- (1) (略)
- (2) VPNサービスには、次の通信の区分があります。

通信の区分	内容
(略)	(略)

備考

1~11 (略)

- 12 回線契約者 (次の(1)に掲げる通信の区分に係る者に限ります。以下備考13までにおいて同じとします。) は、次の(2)に掲げる当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行うことができます。
- (1) (略)
- (2) 電気通信サービス
- ア Universal Oneサービス契約約款(第2編及び第3編)に規定する I P 伝送サービス
- イ 削除
- ウ Universal Oneサービス契約約款(第6編)に規定するクローズドコン ピュータ通信網サービス
- 13 (略)

(3)~(4) (略)

第1章~第13章 (略)

別記 (略)

料金表

通則

1~13 (略)

(VPNサービスの区別等)

- 14 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等として、 次のとおりVPNサービスの区別等を定めます。
 - (1) (略
 - (2) VPNサービスには、次の通信の区分があります。

通信の区分	内容
(略)	(略)

備考

1~11 (略)

- 12 回線契約者 (次の(1)に掲げる通信の区分に係る者に限ります。以下備考13 までにおいて同じとします。) は、次の(2)に掲げる当社の電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行うことができます。
 - (1) (略)
 - (2) 電気通信サービス

ア (略)

イ削除

ウ削除

13 (略)

(3)~(4) (略)

Universal Oneサービス契約約款(第1編) 【現改比較表】 2023年3月1日現在

~2023年3月31日

2023年4月1日~

(専用サービスの区別等)

14の2 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等と して、次のとおり専用サービスの区別等を定めます。

- (1) (略)
- (2) 専用サービスには、次の通信の区分があります。

通信の区分	内容
(略)	(略)

備考

- 1 (略)
- 2 回線契約者(VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行 う者に限ります。以下備考3までにおいて同じとします。) は、次に掲げる当 社の電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行うことができま
- (1) Universal Oneサービス契約約款 (第2編及び第3編) に規定する IP伝 送サービス
- (2) 削除
- (3) Universal Oneサービス契約約款 (第6編) に規定するクローズドコンピ

ユータ通信網サービス

3~4 (略)

(3)~(4) (略)

15~18 (略)

第1表~第3表 (略)

料金表別表 (略)

附 則(令和2年5月29日 DPSサ第00654529号)

1~3 (略)

4 この改正規定実施前に、旧約款により締結された契約に係る次に掲げる事項について 4 この改正規定実施前に、旧約款により締結された契約に係る次に掲げる事項について は、この附則の2の表の右欄の契約において、なお従前のとおりとします。

ただし、この附則の2の表の右欄の契約において、種類等の変更等があった場合は、こ の限りでありません。

(専用サービスの区別等)

14の2 当社は、この料金表を適用するにあたって、Universal Oneサービスの区別等と して、次のとおり専用サービスの区別等を定めます。

- (2) 専用サービスには、次の通信の区分があります。

通信の区分	内 容
(略)	(略)

備考

- 1 (略)
- 2 回線契約者(VLAN多重機能を利用してVPNサービスとの混在多重を行 う者に限ります。以下備考3までにおいて同じとします。)は、次に掲げる当 社の電気通信サービスに係る電気通信設備との間の通信を行うことができま す。
- (1) (略)
- (2) 削除
- (3) 削除

3~4 (略)

(3)~(4) (略)

15~18 (略)

第1表~第3表 (略)

料金表別表 (略)

附 則(令和2年5月29日 DPSサ第00654529号)

1~3 (略)

は、この附則の2の表の右欄の契約において、なお従前のとおりとします。

ただし、この附則の2の表の右欄の契約において、種類等の変更等があった場合は、こ の限りでありません。

Universal Oneサービス契約約款(第1編) 【現改比較表】 2023年3月1日現在 ~2023年3月31日 2023年4月1日~ (1)~(2) (略) (1)~(2) (略) (3) 品目及び通信又は保守の態様による細目(この附則の2の表で定めるものを除きま (3) 品目及び通信又は保守の態様による細目(この附則の2の表で定めるもの及びСС す。) Nアクセスに係るものを除きます。) (4)~(7) (略) (4)~(7) (略) 5~6 (略) 5~6 (略) 7 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているクローズドコンピュー 7 削除 タ通信網サービス(カテゴリー2のクラス2のタイプ2に係るものに限ります。)に関す る料金その他の提供条件については、なお従前のとおりとします。 8~9 (略) 8~9 (略) 附 則(令和3年1月26日 DPSサ第00736957号) 附 則(令和3年1月26日 DPSサ第00736957号) 1 (略) 1 (略) (経過措置) (経過措置) 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているクローズドコンピュー 2 削除 タ通信網サービス(カテゴリー2のクラス1、クラス2(タイプ6に係るものを除きま す。)、クラス4又はクラス8に係るものに限ります。)に関する料金その他の提供条件に ついては、なお従前のとおりとします。 3 前項の場合において、クローズドコンピュータ通信網契約者は、次に掲げる契約内容 3 削除 の変更に限り請求等を行うことができます。 (1) 移転(同一の建物内の移転に限ります。) (2) IPアドレスの変更 (3) 氏名等の変更 4 当社は、クローズドコンピュータ通信網契約者から前項の請求等があったときは、次 4 削除 の場合にかぎり、その請求等を承諾します。 (1) 変更後の電気通信サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があると **き**。 (2) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。 5~6 (略) 5~6 (略)

1~2 (略)

附 則(令和2年12月23日 DPSサ第00726925号)

附 則(令和2年12月23日 DPSサ第00726925号)

1~2 (略)

Universal Oneサービス契約約款(第1編) 【現改比較表】 2023年3月1日現在

~2023年3月31日

2023年4月1日~

(経過措置)

- 3 前項の規定にかかわらず、この改正規定実施の際現に、東日本電信電話株式会社が提供する光アクセス回線(東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1のI型の100Mb/s品目のプラン2又はそれに相当する電気通信サービスに限ります。以下この附則において同じとします。)を契約者回線等としているUniversal Oneサービス等については、東日本電信電話株式会社がその光アクセス回線に係る電気通信サービスの提供を継続する間、次のとおりとします。
- (1) その光アクセス回線をUniversal Oneサービス<u>等</u>の契約者回線等として取り扱います。
- (2) そのUniversal Oneサービス等に関する料金その他の提供条件について、なお従前のとおりとします。
- (3) (2)の場合、Universal Oneサービス等に係る契約者は、当該プラン等から他のプラン等への変更の請求を行うことができます。
- 4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げるUniversal Oneサービス<u>等</u>については、当分の間、次に定めるところによりその提供を継続します。
- (1) (略)
- (2) クローズドコンピュータ通信網サービスは、次のサービスを対象とします。

対象プラン等	内容
カテゴリー2	Universal Oneサービス契約約款 (第 6 編) に基づいて提供するプ
クラス1	ランN F と同じ光アクセス回線を利用するものであって、東日本
タイプ 2	電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の契約約款及び料
プラン3	金表に規定するメニュー5-1 (プラン2として提供していたも
	のに限ります。)からの移行に係るもの

- (3) (略)
- (4) (1)から(3)までに掲げるUniversal Oneサービス<u>等</u>については、当該プラン等から他のプラン等への変更の請求を行うことができます。
- (5) (略)

5~6 (略)

附 則(令和4年11月30日 CNS1サ第00989271号)

1 (略)

(経過措置)

- 3 前項の規定にかかわらず、この改正規定実施の際現に、東日本電信電話株式会社が提供する光アクセス回線(東日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1のI型の100Mb/s品目のプラン2又はそれに相当する電気通信サービスに限ります。以下この附則において同じとします。)を契約者回線等としているUniversal Oneサービスについては、東日本電信電話株式会社がその光アクセス回線に係る電気通信サービスの提供を継続する間、次のとおりとします。
- (1) その光アクセス回線をUniversal Oneサービスの契約者回線等として取り扱います。
- (2) そのUniversal Oneサービスに関する料金その他の提供条件について、なお従前のとおりとします。
- (3) (2)の場合、Universal Oneサービスに係る契約者は、当該プラン等から他のプラン等への変更の請求を行うことができます。
- 4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、次に掲げるUniversal Oneサービスについては、当分の間、次に定めるところによりその提供を継続します。
- (1) (略)
- (2) 削除

- (3) (略)
- (4) (1)から(3)までに掲げるUniversal Oneサービスについては、当該プラン等から他 のプラン等への変更の請求を行うことができます。
- (5) (略)

5~6 (略)

附 則(令和4年11月30日 CNS1サ第00989271号)

1 (略)

Universal Oneサービス契約約款(第1編) 【現改比較表】 2023年3月1日現在 ~2023年3月31日 2023年4月1日~ (経過措置) (経過措置) 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているクローズドコンピュー 2 削除 タ通信網サービス(カテゴリー3に係るものに限ります。)に関する料金その他の提供条 件については、なお従前のとおりとします。 3~4 (略) 3~4 (略) 附 則(令和5年2月21日 CNS1サ第01019665号) (実施期日) 1 この改正規定は、令和5年4月1日から実施します。 (経過措置) 2 当社は、令和5年4月1日付で、次に掲げる附則について、それぞれ次のとおり削除 等を行います。 (1) DPSサ第00654529号(令和2年5月29日)の附則の4(3)を「品目及び通信又 は保守の態様による細目(この附則の2の表で定めるもの及びCCNアクセスに係る ものを除きます。)」に変更。 (2) 同附則の7を削除。 (3) DPSサ第00736957号(令和3年1月26日)の附則の2、3及び4を削除。 (4) DPSサ第00726925号(令和2年12月23日)の附則の3及び4の「Universal O neサービス等」を「Universal Oneサービス」に変更。 (5) 同附則の4(2)を削除。 (6) CNS1サ第00989271号(令和4年11月30日)の附則の2を削除。

3 当社は、令和5年4月1日付で、DPSサ第00654529号(令和2年5月29日)の附

4 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの

5 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱

則にある旧約款のCCNアクセスを廃止します。

いについては、なお従前のとおりとします。

料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。